○国土交通省告示第五百二十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年五月一日　　国土交通大臣　前田　武志

一　コタキナバル事務所ミリ出張所の変更

㈠　出張所の所在地の変更

変更前	Miri Concession Land District, 98000 Miri, Sarawak, MALAYSIA
変更後	Piasau Business Park, Jalan Bulatan Park, 98000 Miri, Sarawak, MALAYSIA

㈡　変更年月日　平成二十四年一月一日

○国土交通省告示第五百二十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年五月一日　　国土交通大臣　前田　武志

一　コタキナバル事務所ミリ出張所の変更

㈠　出張所の所在地の変更

変更前	Miri Concession Land District, 98000 Miri, Sarawak, MALAYSIA
変更後	Piasau Business Park, Jalan Bulatan Park, 98000 Miri, Sarawak, MALAYSIA

㈡　変更年月日　平成二十四年一月一日

○国土交通省告示第五百二十二号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年五月一日　　国土交通大臣　前田　武志

一　コタキナバル事務所ミリ出張所の変更

㈠　出張所の所在地の変更

変更前	Miri Concession Land District, 98000 Miri, Sarawak, MALAYSIA
変更後	Piasau Business Park, Jalan Bulatan Park, 98000 Miri, Sarawak, MALAYSIA

㈡　変更年月日　平成二十四年一月一日

○防衛省告示第百十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年五月一日　　防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年五月九日（予備、同月十日から同月十二日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の㋐から㋕までの六地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋕の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋑　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋒　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋓　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

㋔　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年五月一日　　防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年五月九日（予備、同月十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

㋑　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

㋒　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

㋓　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年五月一日　　防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年五月十日（予備、同月十一日及び同月十二日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

㋑　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

㋒　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

㋓　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。